

◎特集・児童相談所アンケート＝中核市、4分の3が慎重姿勢—児童福祉法改正、対応に温度差

16/05/27 10:54 KP02

★中核市、4分の3が慎重姿勢＝23区は「設置方針」「検討」8割—児童福祉法改正、対応に温度差

改正児童福祉法の成立を見据え、時事通信社は全国の中核市47市と東京23区を対象に児童相談所設置に関する緊急アンケート調査を実施した。その結果、中核市のおよそ4分の3が「未定」か「設置方針なし」と回答し、慎重な姿勢であることが判明した。一方で、東京23区の8割近くが法施行後5年以内に設置する方針が、今後検討する意向を示しており、対応が大きく分かれた。

児童相談所は相談機能や、虐待される恐れのある児童を一時的に保護する機能、福祉施設に入所させる機能などを持つ。都道府県と政令市に設置を義務付けており、2004年の同法改正により中核市も設置が可能となった。

27日に成立した改正法では、新たに23区も設置できるようになったほか、施行後5年をめぐりに国が中核市と23区に対し設置の際に必要な支援措置を講じるとの規定も加わった。17年4月に施行する。

こうした改正点を踏まえ、5月19～26日に調査を実施。各自治体の対応方針とその理由を尋ね、全70市区から回答を得た。

◇人材・財源で課題山積

中核市では、全体の7割弱の32市が「設置するかどうかわかっていない（未定）」と回答。「設置する方針はない」とした大津、松山、宮崎3市と合わせ、35市が設置に慎重な考えを表明した。一方、いわき、船橋、岡崎、豊中、長崎の5市は「今後設置に向けて検討したい」と答えた。ただ、各市とも実際に設置するかどうかは今後の検討次第との立場で、船橋は「国による支援などの詳細を見極めた上で」との条件付き。「施行後5年以内に設置する方針」とした市はなかった。

設置に慎重な理由（複数回答可）では、「専門人材の確保が困難」を選択したのが22市で最も多かった。「財政的な余裕がない」も19市に上っており、人材育成や財源確保が大きな課題であることが浮き彫りとなった。

具体的には、大分が「施設整備や運営に係る財源、専門性を有する人材の確保など、多くの課題がある」と指摘。枚方は一時保護所の場所選定、呉は専門職の育成をそれぞれ挙げつつ、「解決すべき課題が多い」などと訴えた。

函館、下関両市は、児童相談所を新設した場合、配属される専門職員のその後の異動先確保が難しくなり、「配置先が固定化される」との懸念を示した。

◇役割分担見直しに難色

中核市には都道府県の児童相談所が設置されているケースも多く、中核市が独自に設置する場合、都道府県との役割分担の変更なども大きな課題。アンケートでは、現行体制を支持する声も多く寄せられた。

「設置方針なし」とした松山は、その理由を「現体制で十分」と回答。その上で「（愛媛県との）適切な役割分担の下、良好な連携体制が構築され、関係機関との連携も密に取れており、現段階で直ちに児童相談所の設置が必要だとは考えていない」と指摘した。

設置未定と回答した西宮も「（兵庫県の）児童相談所と在宅支援を担う中核市との連携を強化することが、児童虐待防止に大きく寄与する」と主張。高知や那覇なども、県が運営する児童相談所との連携体制で対応できるとしている。

長野は13年度に設置を検討したが、財政面でのコストに加え、長野県の児童相談所との「関係性」に苦慮して断念しており、アンケートには設置未定と回答。中核市が設置する場合、「県との役割分担などの確認調整が必要だ」としている。

一方、八王子は法改正を踏まえ、児童相談所の課題を整理するための検討会を24日に発足させた。ただ、設置については未定とし、「児童福祉行政の在り方も含め慎重に考えなければならない問題で、設置の有無を前提としない検討会の立ち上げに至った」としている。

秋田も「都道府県および中核市の役割分担が不明確」とし、慎重に議論すべきだとの考えを示した。「国からの具体的支援策が明確になっていない」（高崎）など、法改正で新たに規定された国の支援措置の内容を見極める必要があるとの意見も相次いだ。

◇機動力アップ評価も

これに対し設置に前向きな中核市からは、独自に設置することで迅速な対応につながるなどと評価する声が上がった。金沢は、04年の法改正で中核市の設置が可能になったのを受け、06年4月、横須賀とともに中核市で初めて児童相談所を設置。その効果について「虐待事案に機動力に富んだ対応ができる」などと評価した。

船橋も「福祉部門の各課と児童相談所が、よりシームレスに児童への支援を行うことができる」と指摘。長崎は「（住民に近い）基礎自治体に設置することにより、相談しやすい身近な存在になる」としている。

豊橋は、対応は未定としつつも、同市を含む愛知県東三河地域の8市町村による広域連合で、児童相談所の設置について今後研究していく方針を明らかにした。

◇「分かりやすい相談体制」期待

慎重姿勢が大勢の中核市とは対照的に、東京23区では15区が施行後5年以内に設置する方針を示したのに加え、中央、大田、足立の3区が「今後検討」と回答。「その他」とした台東、江東、目黒、葛飾の4区も、時期は未定ながら設置を目指す考えは示しており、「未定」の練馬を除く22区が前向きであることが明らかになった。

設置の効果（複数回答可）では、19区が「児童虐待への迅速、的確な対応が取れる」を選択。「児童虐待を未然に防ぐ効果が高まる」は16区、「児童の自立支援体制を強化することができる」も15区がそれぞれ挙げており、高い効果を期待していることがうかがえる。

これに加え、港区は「区民に分かりやすい一元的な相談体制を構築できる」と指摘。大田区は「地域で一環した支援が可能となる」とし、保健所との連携強化にも期待を示した。さらに「基礎自治体ならではの地域に根差した、きめ細やかな対応や支援の実現が可能となる」（豊島区）、「子どもの成長段階に応じた継続性のある見守りや支援ができる」（板橋区）などの声も寄せられた。

◇都からの移管協議カギに

23区長による特別区長会はこれまで、増え続ける子どもの虐待事案に区がより積極的に対応するため、東京都に対し児童相談所の移管を要請。具体的な移管モデルなども提示してきた。しかし、都は移管に消極的な姿勢を示しており、今回の法改正により、移管や都による支援に関する協議が一気に進むかは見通しにくい状況だ。

こうした事情を踏まえ、アンケートでは「23区統一で準備を進めているので、それにのっかってしっかり準備を進めたい」（台東区）、「都区間の協議や23区間の調整が整う時期が見通せない」（江東区）との意見が出た。一方、目黒区は人材確保や施設整備などの課題を指摘。練馬区は「都の支援内容が見えてこない」と検討できない」としている。（了）

（2016年5月27日／官庁速報・電子版）

関連情報

- 資料
- 児童相談所に関する中核市47市アンケート結果 (Excel:71.0k)
 - 児童相談所に関する東京23区アンケート結果 (Excel:53.5k)

※本印刷物は時事通信社 JAMP サービスから印刷されました。

Copyright JUI PRESS Ltd. All Rights Reserved.